

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに該当する特定計量器の定期検査については、平成21年7月1日から同年8月31日までの間に、当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成21年2月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 定期検査を行う区域、期日及び場所

検査区域	検査期日		検査場所
三 豊 市	4月14日（火）	10：00～15：00	豊中町農村環境改善センター
	4月15日（水）	10：00～15：00	豊中町農村環境改善センター
	4月16日（木）	10：00～15：00	詫間支所
	4月17日（金）	10：00～15：00	詫間支所
	4月21日（火）	11：00～12：00	詫間支所栗島出張所
	4月22日（水）	10：00～15：00	仁尾町体育センター
	4月23日（木）	10：00～15：00	三野支所
	5月7日（木）	10：00～15：00	山本町農村環境改善センター
	5月8日（金）	10：00～15：00	財田支所
	5月12日（火）	10：00～15：00	高瀬町農村環境改善センター
	5月13日（水）	10：00～15：00	高瀬町農村環境改善センター
三豊市（再検査）	6月2日（火）	10：00～11：30	豊中町農村環境改善センター
善 通 寺 市	5月14日（木）	10：00～15：00	善通寺市民体育館
	5月15日（金）	10：00～15：00	善通寺市民体育館
	5月19日（火）	10：00～15：00	善通寺市民体育館
	5月20日（水）	10：00～15：00	善通寺市民体育館
善通寺市（再検査）	6月2日（火）	13：00～14：30	善通寺市民体育館
観 音 寺 市	5月21日（木）	10：00～15：00	観音寺市西公民館
	5月22日（金）	8：50～9：40	観音寺市伊吹公民館
		10：00～12：00	観音寺市伊吹丸事務所
	6月3日（水）	10：00～11：30	観音寺市木之郷コミュニティセンター
		13：00～15：00	観音寺市西公民館
	6月4日（木）	10：00～15：00	豊浜支所
	6月5日（金）	10：00～15：00	豊浜支所
	6月9日（火）	10：00～14：00	観音寺市柞田公民館
	6月10日（水）	10：00～11：30	観音寺市豊田公民館
13：00～15：00		観音寺市一ノ谷総合コミュニティセンター	

	6月11日(木)	10:00~11:30	観音寺市高室公民館
		13:00~15:00	観音寺市常盤公民館
	6月12日(金)	10:00~15:00	大野原中央集会場
	6月16日(火)	10:00~11:30	大野原中央集会場
		13:00~15:00	観音寺市民会館
	6月17日(水)	10:00~15:00	観音寺市民会館
6月19日(金)	10:00~15:00	観音寺市民会館	
観音寺市(再検査)	7月1日(水)	10:00~11:30	観音寺市民会館